

ソーシャルメディア利用に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、ソーシャルメディアの有効性を生かしつつ、適切に利用できるようにするために必要な事項を定めたものである。

(適用)

第2条 ソーシャルメディアとは、ブログ、電子掲示板、ホームページや、twitter、facebook等に代表されるコミュニティサービスを介して、インターネット上でユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやり取りする情報の伝達手段を指す。

(適用範囲)

第3条 このガイドラインは、すべての教職員及び学生に適用する。

(基本原則)

第4条 教職員及び学生は、ソーシャルメディアを利用して情報発信を行う際、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学の関係者として自覚と責任を持った発信をすること
- (2) 法令、就業規則、学則等の諸規則を遵守すること
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること
- (4) 服務上知り得た秘密や個人情報の取扱いに十分留意すること
- (5) 公序良俗に反する情報発信をしないよう十分留意すること
- (6) 取扱う情報は信頼性を確保し、正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意すること
- (7) 学園の内部情報の漏洩に繋がる可能性のある発信はしないこと
- (8) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり誤解を生じさせた場合、速やかに学長に報告すること。そして誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること

(禁止事項)

第5条 教職員及び学生は、ソーシャルメディアを利用して情報発信を行う際、次の各号に掲げる情報を発信してはならない。

- (1) 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
- (2) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる情報
- (3) 本学の関係者の個人的な状況や意見等の情報（職務上必要な場合を除く）
- (4) 違法行為又は違法行為をあおる情報

- (5) 単なる噂や噂を助長させる情報
- (6) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報
- (7) 使用者及び第三者の権利を侵害する情報
- (8) わいせつな内容を含むホームページへのリンク
- (9) その他公序良俗に反する一切の情報

(懲戒)

第6条 第5条に掲げる禁止事項に該当する事実が認められた場合は、教職員の場合は就業規則、学生の場合は学則に基づき懲戒処分を行うことがある。

附 則

この規程は、平成26年1月28日から施行する。